



路政僧

此教科書的條約の批准に於て、天皇の名——否な國民の名と、議政壇上角泡を飛ばしてゐる際な國家も在る、條約の効果に想到すればそれも亦小兒病的論議と可評、争はんが爲の論議モ——國民の飽きくしてゐることを知らざるか。

▽ △

米國の不戰條約批准問題、漸く可決世界平和の爲世界人道の爲に自ら進んで提唱した條約でさへ、其の批准に方つて悶着す、假令夫れが通過したにしても、之に依つて各國に所謂國家の自衛權の範圍を擴張化せしめ、米國民保

護の爲に兵力手段を問はないことは結局各國とも夫れと同一、所期した平和の維持は雲散霧消の態、米國民が罵倒したやうに小兒病的な平和の誓ひに不過、眞面目な國家に對して國際信義的良心の刺激と爲らば妙と言ふ位な程度のもの、噫、世界平和は夫れ人類永遠の理想に過ぎざるか。

▽ △

世は所謂政治季節に入り各政黨何れも手前味噌の宣傳に耽る、政友會は支那國家の建設事業を成就せしめむことを強調し、昭和四年度の豫算編制には就て内庶政の一新を期し、兩税を地方に移讓して地方團體の發達を圖り、其の他の稅政を改革すると共に、政費の節約に勉め以て各般の新規事業を施

設して産業の振興に傾注した所以を述べ、財界を調整して國民生活を安定し教育を刷新して思想の善導に努め、社會的施設を完備して勞資の調和を圖るが如き多年の主張を實現せむことを宣言し、是に對應して民政黨も亦、帝國の

權益を擁護して支那の正當な國民的宿望の達成に友好的協力するの必要を述べ、國家の財政は國民經濟の現狀を明察して克く後年に及ぼす利弊を審究し緩急宜敷を制する必要あるを以て、公債の新募を制して經濟の壓迫を排し、財政を緊縮して其の基礎を強固にし、金解禁を實現して經濟の根底を強くすることを力説し、兩稅委議は稅制を紊すものなるを以て政友會の政策に反對なることを告げ、所謂政策數項を擧げ

て國債策乃至は社會政策的見地に基く稅制の整理、補助の整理及社會政策的立法の實現を聲明す。

朝野二大政黨の宣言乃至聲明は、何れも餘りに抽象的にして當然事を聲明するのみ、理想の言固より結構、併し國民は其の生活に直接した現實政治を要求するのであつて現實性を疑ふ理想論は既に飽いた、對支策にしても支那の建國事業を助勢して、彼我の自然的經濟關係を圓滿ならしむることの必要は、兩黨の宣言を俟つ迄もなく國民總ての聲、唯だ支那の現狀を以てして之を如何に措置するやが現實の重要問題然るにも不拘外相は外交上の辭令を弄し支那の國際信義の實現と相俟つて、互讓妥協を言ふに止まり、顧みて他を

言ふの感がある、民政黨にしても唯だ現内閣の從來の失敗を責むるに止まり自ら爲すべき手段を聲明しないのは、

兩黨とも確固たる對支策を持せざるに由る、従つて之が爲に互に相争ふても唯だ争ふが爲の争に不過、夫れよりは眞に支那を誘掖して懸案を一掃する手段と方法を聲明して是否を國民に問ふがよい。

朝野兩黨間に介在して其の態度を疑視された、床次氏の卒いる三十名の新黨俱樂部、漸く對支策に就て聲明し、國民政府の正式承認、不平等條約の撤廢、帝國の權益を保持しつゝ、支那領土權の尊重、濟南の撤兵、等々と、支那視察のお土産を羅列して其の態度を表明す、併し是も朝野兩黨の聲明と異言

一體のもの、田中首相と協議済の聲明とすれば、政友會に合流して對支問題は解決するは必定。

殘る問題は財政々策——兩稅の移讓可否論に在る、濱口總裁が言つたやうに、夫れが所得稅の増稅公債の増發乃至は剩餘金の全部使用と爲つて財政上幾多の缺陷と弱點を藏するやが論争の焦點、換言すれば此期議會は財政上の争を以て、兩黨の雌雄を決すべきの秋にして兩稅移讓は其の好題目、併しながら新黨俱樂部は兩稅移讓は其の時期に非ずと言ひつゝ、兩稅の輕減は移讓問題と分離して承認すと聲明す、政友會が之に合流するか、將た新黨が政友會に合流するか、人をして、老獪な陰鬱政治を想はしむ、政友會が國民に信

を得るも、夫れを失ふも、此一行動に在る、須く政治的良心に立脚して善處し、政治上に於ける不自然な少數黨の横暴を屏息せしめよ、夫れが卿等の生くる途。

▽ △

政府は電氣事業の統制に關する事項を審議する爲、電氣事業調査會を設置す、電氣が國民生活の必需品たる地位を占むるとき、之を經濟的に統制すること、固より結構。

電氣供給區域を獨占せしめ之に對するに料金認可制度を採つて正常な電氣行政を行ふこと、夫れは現代資本主義國家に於ける己むなき事としても、其の現代生活の要求を超過して半官半民

の企業形態たらしめむとする如きは斷じて不許、蓋し資本の重複投下より來る國家的浪費を防止し以て資本の能率を高度に發揮せしむることは、國家的必要事であるにしても、以て之を半官事業と爲す理由とは爲らぬ筈、私利を目的とし自ら爲した電力過剩の尻拭ひを國民の負擔に求めむとする思想は、餘りに現代思想に反するもの、斯様なことを策するが故に國民思想の惡化を招來す、或は民營は社會的利益を無視し官營は能率の點に於て缺くが故に併合經營が得策なりと言ふ、併し前者の缺點は克く國家の干渉に依つて矯正し得る筈、國民の消費的見地に於ては、供給區域の排獨占と競争を以て利益とする、此利益を犠牲にして資本家を救

濟する理由を疑ふ、現政府の某々會社救濟案と評せらるゝ所以。

發電水力法の制定にしても是も亦無用事、蓋し水の利用に關しては既に國家に治水政策の在る筈、唯だ夫れに依つて水の經濟的利用を圖れば足る、いかに遞信官吏の暇潰し事業であるにしても、多數國民の利益を奪ひ治水の根本策を破るやうな建策は眞平御免を蒙る。



岐阜縣下に起つた農民騒動、宮崎市の暴動事件と相竝で昭和治世の一大不祥事と可言、行政處分に依る私利私權の救濟は法上既に許容されてゐる筈、然るにも不拘直接行動に依つて事件を

解決せむとするのは、支那國民が直接行動に依つて政治を行はむとするのと何等違ふ所がない、假令騒動の原由が農民生活の脅威に在るにしても夫れに合法的の救濟制度が在る、之を是れ無視しての暴擧、法治國家たる帝國の威信を失はしめたるの罪、吾人斷じて之を不許。

併しながら事を茲に至らしめたのは當局者にも亦其の罪が在る、蓋し假令犀川の切落しに依つて多數農民の利益を増進するにしても、夫れが爲に犠牲たるべき農民の生くべき途を考へ、是等農民に對し國家的利益の存することを目指し諒解せしめて措置するのが、内務行政當然の責務であるに不拘、一片の法律論に依つて事を斷せむとした

のが間違、政治の要諦は民を治むるに在る、高壓乃至は隠秘の手段に依つて民を治めむとするのは逆時代思想と可言。

是等忌むべき事件を捉へて政争の具に供せむとするのは是も亦大なる時代錯誤、農民の暴擧は違法行爲として嚴に糺彈すべし、此間何物の介在を許さない、政黨者流の一時的甘言を以て彼等を庇護せむとするのは吾人法的生活の爲に之を排す、唯だ此暴擧——何事も直接行動に依つて事件を解決せむとする思想、其のものを惡み、此思想の全國的波及を恐る、敢て識者の反省を望むや切。